

おんじょう
奈良市音声館条例 新旧対照表

現行	改正案
(目的及び設置) 第1条 伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、 市民の文化の向上 に資するため、音声館（以下「館」という。）を設置する。 (事業) 第3条 館においては、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 伝統的な芸能の継承及び振興に関する こと。 (2) わらべ歌等の調査、研究及び普及に関すること。 (3) 音楽会及び演芸会の開催並びに市民のふれあいの場の提供に関する こと。 (4) 略 (行為の禁止) 第14条 館を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(6) 略	(目的及び設置) 第1条 伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興 を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅 力発信に資するため、音声館（以下「館」という。）を設置する。 (事業) 第3条 館においては、次に掲げる事業を行う。 (1) 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興に関する こと。 (2) 生活文化の振興に関すること。 (3) 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交 流の創出に関すること。 (4) 略 (行為の禁止) 第14条 館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(6) 略